

全国知事会事務局の組織の見直し（概要）

平成 17 年 4 月 14 日

地方分権改革の一層の推進を図る必要があることから、事務局の機能を機動的・効率的な体制とするため、各部の分掌事務の見直しを行うものである。

- 1 総務部の分掌事務にこれに関連する特別委員会に関する事務を新たに設ける。
- 2 調査第一部の社会文教行政に関する分掌事務のうち、厚生労働行政及び環境行政に係る事務を削り調査第二部の事務とする。
- 3 調査第二部の農林商工行政に関する分掌事務のうち、農林水産業行政に係る事務を削り調査第一部の事務とする。
- 4 2 及び 3 に伴い調査第一部及び調査第二部の分掌事務をそれぞれ整理する。
- 5 研究室の分掌事務にこれに関連する特別委員会に関する事務を新たに設ける。
- 6 「国の行財政改革評価研究会」「自治医科大学特別委員会」「国際化問題特別委員会」を「地方制度常任委員会」に統合することから、総務部及び国際部の事務に地方制度常任委員会に関する事務を追加する。

なお、地方制度常任委員会に係る事務が広範にわたることから名称を「総務常任委員会(仮称)」と将来（7月での全国知事会議を目的に）改称することも併せて検討する。

